明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二）　一
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務一一）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二〇
会社その他
会社決算公告　二二六

省令

○厚生労働省令第二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条の二第一項及び第百五十条の五並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条の二第一項及び第十六条の五の規定に基づき、健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新規適用事業所の届出）	（新規適用事業所の届出）
第十九条　初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合）に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。	**第十九条**　初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合）に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項	三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項
イ　法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。）	イ　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
四　（略）	四　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）